

平成 24 年 10 月

避難所における良好な生活環境の確保に関する検討会について

1. 趣旨

大規模な災害が発生した際には、多数の住民が自宅等から避難所への避難を余儀なくされ、大きな混乱が生じることが想定される。東日本大震災においては、多数の被災者が長期にわたる避難所生活を余儀なくされる状況の中、発災直後から、物資不足や避難所のバリアフリー化等の災害時要援護者への対応及び急性期の医療確保や心のケアへの対処等が課題となつたほか、避難生活が長期化するにつれて、生活不活発病対策、施設管理者等主体の運営から避難住民主体の避難所運営の切換えや生活再建に向けた取組も課題となつた。

このような東日本大震災の教訓等を踏まえ、大規模な災害が発生し避難所での避難生活が長期にわたる場合も含め、発災直後の緊急対応から避難所が閉鎖されるまでの期間にわたる避難所運営等について、生活再建への取組も含めた良好な生活環境の確保を図るために指針となる考え方や支援のあり方を検討することが必要である。

このため、避難所における良好な生活環境の確保に関する検討会(以下「検討会」という。)を設置し、避難所における良好な生活環境の確保を図るために取組指針を策定するための検討を行う。

2. 開催期間

平成24年10月頃～平成25年3月頃（計6回程度を予定）

3. 委員

15名程度とする。

4. 主な検討項目

避難所における良好な生活環境の確保対策についての指針の検討等。

5. 検討会の事務局

本検討会の事務局は、参事官(被災者行政担当)において行う。

6. 議事及び会議資料等の公開

会議資料等は原則公開。議事要旨を公表。